

Facebook ページ及び FB 良品ページ構築に係る業務
に関する包括的業務委託企業連合協定書

(目的)

第 1 条 当企業連合は、Facebook ページ及び FB 良品ページ等の構築に係る業務を共同連帯して実施することを目的とする。

(名称)

第 2 条 当企業連合は、F&B ホールディングス企業連合 と称する。

(事務所の所在地)

第 3 条 当企業連合は、事務所を 株式会社 SIIIS に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第 4 条 当企業連合は、平成 25 年 3 月 1 日に成立し、その存続期間は 2 年とする。
ただし、この存続期間を経過しても当企業連合に係る本業務の契約の履行期間終了後 1 年を経過するまでの間は解散することができない。

2 前項の期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

(構成員)

第 5 条 当企業連合の構成員は、次のとおりとする。

- (1) 名称 武雄市
- (2) 名称 株式会社 SIIIS
- (3) 名称 株式会社サティスファクションギャランティードジャパン

(代表構成員)

第 6 条 当企業連合は、株式会社 SIIIS を代表構成員とする。

(代表構成員の権限)

第 7 条 当企業連合の代表者は、本業務の受託に関し、当企業連合を代表して、次の権限を有するものとする。

- (1) 発注者及び監督官庁等と折衝する権限
- (2) 代表者の名義をもって見積、入札、契約並びに委託代金の請求及び受領をすることに関する権限
- (3) 入札及び委託代金の受領に関する代理人の選任についての権限
- (4) 当企業連合に属する財産を管理する権限
- (5) その他本業務に関して必要となる一切の事項を執行する権限

(業務の分担)

第 8 条 各構成員の業務の分担は、別表 1 に定めるところによるものとする。

2 別表 1 に定めがない業務が発生した場合には、構成員で協議し分担を定めるものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第 9 条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、本協定書に基づく権利義務を第三者に譲渡することはできない。

(受託途中における構成員の脱退に対する措置)

第10条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業連合が本業務を完成する日までは脱退することができない。

(協定書に定めのない事項)

第11条 この協定書に定めのない事項は、構成員による協議により定めるものとし、本業務の履行に関し特に必要がある事項については、発注者と協議の上決定するものとする。

(別表1)

企業名	業務名
武雄市	自治体向け導入支援 に関する業務
株式会社 SIIS	販売システムの構築 に関する業務 及びフェイスブックページ構築及び運用に に関する業務
株式会社サティスファクションギャランティードジャパン	「satisfaction guaranteed」ブランド展開の監修 に関する業務 Facebook 及び店舗等を活用した商品の販売促進 に関する業務

株式会社 SIIS 及び武雄市及び株式会社サティスファクションギャランティードジャパンは、上記のとおり「Facebook ページ及び FB 良品ページ等の構築に係る業務に関する包括的業務委託企業連合協定書」を締結したので、その証拠として協定書3通を作成し構成員が記名押印の上各自1通を所持する。

平成 25 年 9 月 2 日

住所(所在地) 福岡県福岡市博多区博多駅東 1-17-1 (代表構成員)

商号又は名称 株式会社 SIIS

代表者職氏名 代表取締役 杉山 隆志 印

住所(所在地) 佐賀県武雄市武雄町大字昭和 1 番地 1

商号又は名称 武雄市

代表者職氏名 武雄市長 樋渡 啓祐 印

住所(所在地) 東京都港区南青山 2-10-14 Aoyama Annex 3F

商号又は名称 株式会社サティスファクションギャランティードジャパン

代表者職氏名 代表取締役 佐藤 俊介 印